

議團の工場内籠城を家宅侵入罪として六日告訴したのである。而して其の後菱常務は争議團側との會見を廻避して所在を晦してゐたところ、十三日夜同市某旅館に滞在せるを發見したので争議團では直ちにイヤガラセ戦術として旅館前に次の如き立看板を掲げ且つ七名の監視員を置いたが、立看板は不穩當なりとして警察當局より撤去を命ぜられた。

○懸賞尋ね人九州電氣常務取締役

菱 形 重 之 の 宿

越へて十六日夜争議團は會社糾弾演說會を開催（其の狀況別報第四一六號参照）して勢を擧げた。此の間會社側菱形常務は十三日正午所轄小倉警察署長を訪問し争議團の取締方要望するところありたるも、解決方に對し何等の方針を示さず却つに當局より組合側と會見の交換を注意され事件紛糾の要

因として其の回避的態度に反省を促されたのである。且つ本争議に對する第三者の重傷も大體會社側の態度を強硬なりとして好評ならず、遂ひに菱形常務は十四日夜密かに大分縣日出町所在本社に引揚けたが爾來再び所在不明となつた。

會社側の態度に憤慨せる争議團員並に應援團員十名は十五日工場の賣食休憩時間に食堂に押し掛け、本社より來援したる職工大石某と口論し尙現場に居合せた技手辛川某の兩名を遂ひに事務所前に引摺り出して暴行を加へ傷害の程度には至らざりしも、會社側は事件の發生と共に事業を休止し其の態度は一層硬化した。

争議團にありては十七日戸畑市所在旭硝子工場戸畑鑄物工場職工に對しアジヒラを撤布し組合の宣傳強化策とし就中争議團の撤布するヒラ中不穩なるものあり且つは警察犯處罰令に